



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 令和 3 年 9 月 定例会（第 3 回） 09月21日－05号

P. 233 10 番（大原裕貴君）

◆ 10 番（大原裕貴君） ＝登壇＝日本維新の会を代表しまして、議員提出議案第 22 号、芦屋市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

この個別外部監査制度とは、地方自治法で定められている制度です。行政事務のガバナンスを向上させる目的として設置されている内部統制制度が、将来的に一般市にも義務化される可能性が高いと言われています。この個別外部監査、特に外部監査制度に関していいますと、同じくガバナンスの強化に影響する制度であります。

こうした外部監査制度の義務化の可能性も今後、否定ができない状況であります。ただ、小さくない支出が毎年、経常的に計上される包括外部監査に関しては、一般市に強いるのは厳しいと思いますが、個別外部監査制度については制度化が求められる可能性も大いにあると考えています。

この制度については、かねてから会派としても検討を要望してきました。しかし、事務を伴う条例については、議会側がトリガーとなるのではなく、執行部側がトリガーになるのが望ましいと考えていたので、条例提案には至っておりませんでした。

この条例制定の中で、唯一懸念していた条例施行のタイミングについてですけれども、委員会の中では来年度の 4 月 1 日の施行で対応可能という御答弁を頂きましたので、問題ないと判断いたしました。こうしたやり取りを踏まえて、ガバナンス強化の一端となる個別外部監査制度の導入については賛成いたします。

以上で賛成討論とします。